毎週火・金曜日発行

山口県報

平成27年
2月6日
（金曜日）

目　次

○規則
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（砂防課）……一
○告示
瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……一
瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要（環境政策課）……三
生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出（厚政課）……五
生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）……六
保安林指定の解除（阿武町）（森林整備課）……六
保安林の指定（下関市）（森林整備課）……六
保安林指定施業要件の変更（森林整備課）……七
道路の区域の変更（道路整備課）……八
○公告
農用地利用配分計画の認可の申請（農業振興課）……八
契約の締結（二件）（水産振興課）……一〇

山口県規則第四号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則（平成十八年山口県規則第百十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第二十一条第二項」を「第二十二条第二項」に改める。

第五条中「第九条第一項」を「第十条第一項」に改める。

第六条中「第十六条第一項」を「第十七条第一項」に改める。

第八条第一項中「第十六条第二項」を「第十七条第二項」に改める。

第九条中「第十六条第三項」を「第十七条第三項」に改める。

別記第一号様式の㊦表中「第21条第1項」を「第22条第1項」に改め、同様式の㊦裏中「第21条」を「第22条」に、「第9条第1項、第16条第1項、第17条第2項、第18条」を「第10条第1項、第17条第1項、第18条第2項、第19条」に改める。

別記第六号様式中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改める。

別記第七号様式中「第16条第3項」を「第17条第3項」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県告示第三十五号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年二月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称　旭酒造株式会社

山口県告示第三十六号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

住　　所　岩国市周東町獺越二一六七番地の四

二　工場又は事業場の名称及び所在地

名　称　旭酒造株式会社

所在地　岩国市周東町獺越二一六七番地の四

三　特定施設に関する事項

(一)　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造				使用の方法		
	能力	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要
一〇―ロ（四基）	一五（kg／回）	平成二七、三、一	平成二七、四、三〇	平成二七、五、一	断続	八時間	変動なし
一〇―ロ	一、五〇〇（本／時）	〃	〃	〃	連続	〃	〃
一〇―ニ（三基）	二、〇〇〇（kg／回）	〃	〃	〃	〃	一八時間	〃
〃	六〇（kg／回）	〃	〃	〃	〃	五時間	〃

備考　「一〇―ロ」及び「一〇―ニ」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号の飲料製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設をいう。

(二)　排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値												汚水等の一日当たりの量（m³）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
一〇―ロ（四基）	七	八・六～六	一、一〇〇	一、二〇〇	一、九〇〇	一、九五〇	五	八	一	一・二	七六	八〇
一〇―ロ	六	五・八～一二	一八・五	三〇	二	六	六〇	八〇	七	八	一八	二〇
一〇―ニ（三基）	〃	五・八～八・六	九五〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、二五〇	四	六	〇・八	一	〇	三・六
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〇・三	〇・三

備考　(一)の表の備考は、この表について準用する。

四　汚水等の処理施設に関する事項

(一)　種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構造	能力（m³／日）	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
排水処理施設	鉄筋コンクリート製	一一五	凝集沈殿・ろ過・生物処理・吸着	連続	二四時間	変動なし	平成二七、三、一	平成二七、四、三〇	平成二七、五、三〇

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	汚水等の汚染状態の値								汚水等の一日当たりの量（m³）	
項目	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		大腸菌群数（個／cm³）	窒素（mg／ℓ）	燐（mg／ℓ）		
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	通常	通常	通常	最大
排水処理施設 処理前	七	五・八～八・六	九〇〇	九九〇	二、〇〇〇	二、二〇〇	三、〇〇〇	一七・二	二七・四	二・三	二・九	九八	一一五
排水処理施設 処理後	〃	〃	二五・四	三〇	二五・四	三〇	〃	一七・一	二〇	二・一	二・五	〃	〃

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

排水口	排出水の汚染状態の値											排出水の一日当たりの量（m³）	
	水素イオン濃度（水素指数）		化学的酸素要求量（mg／ℓ）		浮遊物質量（mg／ℓ）		大腸菌群数（個／cm³）	窒素（mg／ℓ）		燐（mg／ℓ）			
	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	通常	最大	通常	最大	通常	最大
No.1 排水口	七	五・八～八・六	二五・四	三〇	二五・四	三〇	三、〇〇〇	一七・一	二〇	二・一	二・五	一三二	一六〇
No.2 排水口	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	一一三	一三五

山口県告示第三十六号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第八条第一項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十七年二月六日から同月二十六日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び岩国市環境部環境保全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村岡嗣政

一　申請者の氏名又は名称及び住所
　氏名又は名称　旭酒造株式会社
　住　所　岩国市周東町獺越二一六七番地の四
二　工場又は事業場の名称及び所在地
　名　称　旭酒造株式会社
　所在地　岩国市周東町獺越二一六七番地の四
三　特定施設の種類
　水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第十号の飲料製造業の用に供する洗浄施設およびろ過施設
四　変更しようとする事項の内容
　特定施設の使用の方法及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

(一) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種類		汚水等の汚染状態の値							汚水等の一日当たりの量（m³）	
項目		水素イオン濃度（水素指数）	化学的酸素要求量（mg／ℓ）	浮遊物質量（mg／ℓ）	窒素（mg／ℓ）	燐（mg／ℓ）				
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
一〇―ロ（三基）	変更前	七	八・六～六	一、一〇〇	一、二〇〇	一、九〇〇	一、九五〇	二	三	〇・五八	一	四二	六〇
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	五	八	一	一・二	五七	〃
一〇―ロ	変更前	六	五・八～一二	一八・五	三〇	二	六	一二	二〇	一・五	二・五	三〇	五〇
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	三〇	四〇	四	六	七〇	八〇
一〇―ニ（三基）	変更前	〃	五・八～八・六	九五〇	一、〇〇〇	一、二〇〇	一、二五〇	二	二・五	〇・六	〇・八	〇	三・六
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	六	〇・八	一	〃	〃
一〇―ニ（二基）	変更前	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二	二・五	〇・六	〇・八	〇・二	〇・二
	変更後	〃	〃	〃	〃	〃	〃	四	六	〇・八	一	〇・二	〃

備考　「一〇―ロ」及び「一〇―ニ」とは、水質汚濁防止法施行令別表第一第十号の飲料製造業の用に供する洗浄施設及びろ過施設をいう。

(二) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種類	排水処理施設							
項目	構造	能力（m³／日）	処理の方式	使用時間間隔	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日
	変更前	鉄筋コンクリート製	一三〇	凝集沈殿・ろ過・生物処理・吸着	連続	二四時間	変動なし	（既設）		
	変更後	〃	一五八	〃	〃	〃	〃			

(三) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類		汚水等の汚染状態の値							汚水等の一日当たりの量（m³）	
項目		水素イオン濃度（水素指数）	化学的酸素要求量（mg／ℓ）	浮遊物質量（mg／ℓ）	大腸菌群数（個／cm³）	窒素（mg／ℓ）	燐（mg／ℓ）			
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
処理前	変更前	七	五・八～八・六	九〇〇	九五〇	二、〇〇〇	二、二七〇	三、〇〇〇	九〇	九五	一八	一九	七九	一二八

五　排出水の汚染状態の値及び排出水の量

| 排水処理施設 | | | 排出水の汚染状態の値 | | |

山口県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村岡嗣政

医療機関名称	所在地	指定年月日
医療法人社団大西クリニック	宇部市大字東岐波二二一八の一三	平成一七、九、一
光山医院山口	山口市矢原町七番一八号	平成二六、八、〃
三の宮の耳鼻咽喉科	〃　三の宮二丁目三番二六号	〃　一一、〃
ふじむら小児科	周南市大字久米三二〇一の一	平成二五、五、六
医療法人こぐし歯科	宇部市東小串一丁目二番三五号	平成二六、九、一
田村歯科	〃　東本町二丁目一番一二号	平成一九、四、〃
石川歯科医院	〃　昭和町四丁目一番一七号	平成二六、一〇、〃
歯科・沖田オフィス	〃　昭和町一丁目四番五号	〃　一一、〃
愛歯科診療所	〃　大字東岐波五六八七の五	平成二四、〃
平木歯科医院	〃　琴芝町一丁目二番一六号	〃　五、〃
山口県庁内しょうじ歯科クリニック	山口市滝町一番一号	平成二六、四、〃
寺岡歯科診療所	〃　小郡下郷九三五	〃　八、〃
くろいわ歯科クリニック	〃　大内御堀一七三五の二八	〃　一〇、〃
ありた歯科	萩市大字椿二七四五の三	〃　〃
神原歯科医院	柳井市中央二丁目二番二〇号	〃　〃
つばさ薬局	宇部市浜町二丁目一一番一四号	〃　一一、〃
磯部薬局支店	〃　居能町三丁目二番二号	平成二五、七、一
オーエス黄金町薬局	山口市小郡黄金町一四番四号	平成二六、〃
フェアリー薬局山口店	〃　矢原町七番一八号	〃　八、〃
こころ薬局三の宮店	〃　三の宮二丁目二一六〇の七	〃　一一、〃
阿知須薬局	〃　阿知須四二三九の四	〃　〃
ひとみ薬局	周南市新町一丁目二五の二	〃　一七
ローソンクオール薬局周南周陽一丁目店	〃　周陽一丁目三番二〇号	〃　一〇、一
おひさま薬局	山陽小野田市大字西高泊六七二の三	〃　一一、〃

山口県告示第三十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村岡嗣政

一　解除に係る保安林の所在場所
　阿武郡阿武町大字福田上字大元一〇一二三の二、字作田原一〇一二八の二
二　保安林として指定された目的
　土砂の流出の防備
三　解除の理由
　土地改良事業用地とするため

山口県告示第四十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村岡嗣政

一　保安林の所在場所
　下関市豊田町大字東長野字水無四五の一、四五の六、六七の一、六七の三
二　指定の目的
　水源の涵養
三　指定施業要件
　㈠　立木の伐採の方法
　　1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　　下関市豊田町大字東長野字水無四五の一・四五の六・六七の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
　　2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
　　3　主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準

伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

一　保安林の所在場所

下関市豊田町大字東長野字岩ケ下四〇の一、四三の一、四三の三、四六の一、四九、五〇、字野中二四七、豊浦町大字黒井字鬼ケ城一六二の二一〇、大字吉見上字鬼ケ城二〇八の一、大字内日上字広瀬河内北九七七の一、字入野河内一〇八四の二、豊浦町大字川棚字船郡一七七五の七

二　指定の目的

土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

下関市豊田町大字東長野字岩ケ下五〇（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、下関市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び下関市農林水産振興部農林整備課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字下開作一三二九、字黒ケ谷一五〇五の一一（次の図に示す部分に限る。）、字女滝二四七八の二、二四七八の三（次の図に示す部分に限る。）、二四七八の一一、二四七八の一九、二四七八の二六、二四七八の二七

二　保安林として指定された目的

水源の涵（かん）養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、萩市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び萩市農林水産部林政課に備え置いて縦覧に供する。）

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

萩市大字佐々並字新茶屋一三八の一、一三八の二、一三八の五〇から一三八の五二まで、一三八の五七、一三八の八〇、字焼ケ谷二二六一の一、大字片俣字舟ケ迫二四三の一（次の図に示す部分に限る。）、二四六、九二〇（次の図に示す部分に限る。）、九二四、字えぼし岩二四八、二四九、二五七の一（次の図に示す部分に限る。）、二五七の三から二五七の八まで、二五七の一〇から二五七の一三まで、二五七の一五から二五七の一七まで、二五七の一九・七七八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、九一八の一、九一八の二、九一九、九二一（次の図に示す部分に限る。）、字堀田ケ谷二五〇、二五一・二五二・二五五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、二五七、二五八、七二四の一（次の図に示す部分に限る。）、七二四の三、字船ケ迫五八五、五八九、五九〇、五九二（次の図に示す部分に限る。）、五九四から五九六まで、五九七から五九九まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、六〇〇、六〇一、一一六四、一一六五の一、一一六五の二、字下船ケ迫七七五、七七九、大字紫福字馬ノ瀬二五八の九、字山ノ口二六二の五、大字吉部下字堀田一二八六の二八から一二八六の三〇まで、字堀田山一六三八

周南市大字徳山字岩ガリ八六（次の図に示す部分に限る。）、八七、八八の一・八

九・九〇（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、大字湯野字地吉九五、字五郎図一〇一の一から一〇一の三まで、一〇三、字後山一三一の一、字大明間一三七九、字治郎右エ門山一三八〇、字立山ケ谷一四九三、字深山口二〇二一、字古堂三七四二、三七四四、三七四五、字下後山四三八五

二　保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

周南市大字大津島字天浦八五四、八五六、八五八、一七九〇

二　保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済産業部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第四十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十七年二月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

道路の種類　県道

路　線　名　下松田布施線

道路の区域

区間	旧新別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
下松市大字来巻字穴迫四二三の一地先から同市同大字同字一九八の一地先まで	旧	最狭 二二・五 最広 三一・五	六六・五	
	新	最狭 一七・〇 最広 二二・五	六六・五	

（三九）農用地利用配分計画の認可の申請

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

当該農用地利用配分計画は、平成二十七年二月六日から同月二十日までの間、山口県農林水産部農業振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村　岡　嗣　政

一　農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地

氏名又は名称	住所	所在	面積（平方メートル）
農事組合法人佐々並中央	萩市大字佐々並三一八三	萩市大字佐々並字宇津美ケ浴三一〇三の一ほか八九筆	一二六、一〇三
農事組合法人たたら大地紫福	〃　大字紫福三三三三〇の三	〃　大字紫福字きわい田二〇三九ほか五一七筆	八五四、七七二
農事組合法人ふるさと長尾	〃　〃　四一五〇	〃　〃　字壱町田四一八〇の一ほか五三筆	九四、九九三
農事組合法人ひらばらのさと	〃　〃　七五九〇の二	〃　〃　字八久保七四〇八の二ほか一二三筆	一八四、二九六
農事組合法人本郷原	〃　大字下小川一〇三三	〃　大字下小川字銭神下一八五〇の一ほか六筆	一三、六九三
農事組合法人長小野	〃　大字佐々並一九三四の二	〃　大字佐々並字かいしく五〇七一	一、三二四
農事組合法人日の出	〃　大字上小川東分四二一	〃　大字上小川東分字笠取上一五六七の二ほか五筆	五、二四三
農事組合法人坂ノ上の里	下関市菊川町大字上岡枝四四二	下関市菊川町大字上岡枝字延命寺二八八七ほか一五筆	四〇、九三一
農事組合法人かんぼき	〃　菊川町大字上保木一二六	〃　菊川町大字上保木字沖七〇九ほか四九筆	一二三、〇八二
農事組合法人たかのこ	〃　豊田町鷹子四八九の一	〃　豊田町大字鷹子字獅々畠三一三の二ほか二筆	五、八〇九
農事組合法人内日三町生産組合	〃　大字内日上二五五〇	〃　大字内日上字月軒二一五九の一ほか一二筆	二一、二九八
農事組合法人江後	〃　〃　一九二二	〃　〃　字吉原三四七の一ほか八筆	一六、三二一
農事組合法人松屋	〃　大字工領開作一四四	〃　大字松屋字一ケ谷一八〇九の六	二、五〇六
農事組合法人吉田ファーム	〃　大字吉田地方二五五一の一	〃　大字吉田字寄一七の一ほか三四筆	五一、四八六
農事組合法人吉見ファーム	〃　大字吉見下二〇四六の五	〃　大字吉見下字河本一五九六の一ほか四筆	一〇、一四七
有限会社アグリ永田郷	〃　吉見新町一丁目一番九号	〃　大字永田郷字いら原八六五ほか二八筆	三九、五〇五
農事組合法人浜田	山口市江崎二六六〇の二	山口市嘉川字いノ割八二五の一ほか七筆	一六、五九五
農事組合法人ひらの	〃　黒川三四七八	〃　黒川字垣内三〇六三の一ほか四二筆	四一、七〇七
農事組合法人きららファーム旦	〃　阿知須二四六一の四	〃　阿知須字秋丸六一五の三ほか一筆	二、二二六

二　申請年月日

平成二十七年一月二十六日

村田　仲平	〃　阿東徳佐下三一九一	〃　阿東徳佐下字下大久保二二八五の四ほか八筆	一八、〇二九
原田　進	〃　〃　四〇一の一	〃　字諏訪原一六五の一ほか四筆	一二、二七七
山尾　豊	〃　阿東地福上四四	〃　阿東地福上字下小山八〇八の一ほか一筆	五、〇四一
金子　眞治	〃　阿東生雲中二八二二	〃　阿東生雲中字壱貫尻二〇一七の三ほか三筆	九、二二八
阿東セントラルファーム株式会社	〃　阿東徳佐中四二四〇の三	〃　阿東徳佐中字小南沖四五五七の一ほか四筆	一〇、三八七
農事組合法人片山	〃　〃　五四六の二	〃　阿東徳佐上字弐反田三一八七の一	二、九四九
農事組合法人神友会	〃　阿東徳佐下三七四二	〃　阿東徳佐下字王子免三四七四ほか四筆	六、五五七
中山ファーム株式会社	〃　阿東地福下二八六八の一	〃　阿東地福下字馬場一二六一の二ほか一筆	二、三五三
農事組合法人仙在営農組合	〃　阿知須二四八五の二	〃　阿知須字総右エ門田八〇〇四の一ほか二筆	五、〇七九
農事組合法人ファームあまだ	〃　秋穂西一五七四	〃　秋穂西字清力九四九の一	三、〇一七
福田　竜男	防府市岩畠一丁目一二番四五号	防府市大字台道字野地四九八七の一ほか三筆	四、三二五
白井　康太	〃　大字富海二二一五	〃　大字富海字秋年一七八七ほか一三筆	一四、六一七
岡本　拓実	〃　大字台道七五三五の一	〃　大字台道字上田二之割七五六八の二	七、〇九〇
農事組合法人アグリファーム木地の郷	熊毛郡田布施町大字波野一二九九の一一	熊毛郡田布施町大字波野字儀正寺九ほか二筆	二、九二〇
葛岡・瓜迫農事組合法人	〃　〃　大字宿井二一九八	〃　大字川西字開明五七ほか六筆	一四、三六〇
田熊　享子	光市光井七丁目一七番一八号	〃　大字宿井字田中一七五四の一	一、九六〇
農事組合法人河内	阿武郡阿武町大字奈古二二六の一	阿武郡阿武町大字奈古字永通二六七の一ほか九二筆	一六五、五三〇

（四〇）契約の締結

次のとおり随意契約の方法により契約を締結しました。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村岡　嗣政

一　事務を担当する課の名称及び所在地
　農林水産部水産振興課　山口市滝町一番一号
二　契約に係る特定役務の名称及び数量
　漁業取締船きらかぜの中間検査業務（船体部）　一式
三　契約の相手方を決定した手続
　随意契約
四　契約の相手方を決定した日
　平成二十七年一月十三日
五　契約の相手方の名称及びその主たる事務所の所在地
　サンセイ株式会社　大阪市淀川区西宮原一丁目六番二号
六　契約金額
　三千六百七十二万円
七　随意契約によることとした理由
　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号に該当するため
八　契約担当者
　山口県知事　村岡　嗣政

（四一）契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十七年二月六日

山口県知事　村岡　嗣政

一　事務を担当する課の名称及び所在地
　農林水産部水産振興課　山口市滝町一番一号
二　落札に係る特定役務の名称及び数量
　漁業取締船きらかぜの中間検査業務（機関部）　一式
三　契約の相手方を決定した手続
　一般競争入札
四　落札者を決定した日
　平成二十六年十二月二十四日
五　落札者の名称及びその主たる事務所の所在地
　富永物産株式会社　東京都中央区日本橋本町三丁目六番二号
六　落札金額
　二千百六万円
七　入札公告日
　平成二十六年十一月十一日
八　その他
　㈠　契約担当者
　　山口県知事　村岡　嗣政
　㈡　調達方法
　　購入等
　㈢　落札方式
　　最低価格

平成二十七年二月六日印刷　発行所　山口県庁
平成二十七年二月六日発行　発行人　山口県知事